

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会  
令和7年度 第1回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和7年4月1日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長 田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長 田 淳

理事総数 7名

監事総数 2名

(理事会の決議の目的である事項)

第1号議案 組織規程の改正について

第2号議案 評議員選定委員会外部委員の選任について

(理事会へ報告を要する事項)

報告事項1 神戸市指定障害福祉サービス事業者に対する運営指導業務委託事業者募集に係る公募型プロポーザルへの企画提案書の提出及び選定結果の通知(採択)について

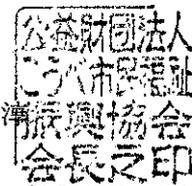
報告事項2 令和6年度第2回評議員会決議事項について

令和7年4月1日、代表理事(会長)長田淳が、理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和7年4月1日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条により準用された同法第96条(定款第34条第2項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和7年4月1日

代表理事(会長) 長 田



# 令和7年度第1回理事会 議案書

当は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会

会長 長田 淳

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会

第1号議案

組織規程の改正について

下記のとおり公益財団法人こうべ市民福祉振興協会組織規程を改正する。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会組織規程改正新旧対照表

(下線部は改正部分を示す。)

改正前	改正後
第1条～第2条 略  (課長等) 第3条 課に課長(シルバーカレッジ事務局においてはカレッジマネジャー)、係に係長(シルバーカレッジ事務局においてはリーダー)を置く。 2 略  第4条 略  (分掌事務) 第5条 前条の組織の分掌事務は、次のとおりとする。 経営管理課 (1)～(4) 略 (5) 広聴広報に関する <u>こと(事業課の所掌する事務を除く)</u> (6) <u>しあわせの村内施設との連絡調整に関する</u> こと (7) 予算、決算に関する <u>こと</u> (8) <u>資産管理に関する</u> こと (9) <u>税務に関する</u> こと (10) 支出審査及び出納に関する <u>こと</u> (11) <u>事業計画・報告に関する</u> こと (12) 経営計画に関する <u>こと</u> (13) <u>しあわせの村の指定管理事務の総括に関する</u> こと (14) <u>しあわせの村利活用の検討及び調整に関する</u> こと (15) <u>駐車場及びゲートの管理に関する</u> こと (16) <u>芝生広場の運営に関する</u> こと	第1条～第2条 略  (課長等) 第3条 課に課長(シルバーカレッジ事務局においてはマネジャー)、係に係長(シルバーカレッジ事務局においてはリーダー)を置く。 2 略  第4条 略  (分掌事務) 第5条 前条の組織の分掌事務は、次のとおりとする。 経営管理課 (1)～(4) 略 (5) <u>広報・広聴に関する</u> こと <del>(6) 削除</del> <del>(7)(6) 予算、決算、<u>税務、資産管理</u>に関する</del> こと <del>(8) 削除</del> <del>(9) 削除</del> <del>(10)(7) 支出審査及び出納・契約に関する</del> こと <del>(11) 削除</del> <del>(12)(8) 経営計画、事務事業の企画改善に関する</del> こと <del>(13)(9) <u>しあわせの村指定管理施設の管</u></del> 理・神戸市及び各施設との連絡調整に関する <u>こと</u> <del>(14)(10) <u>スポーツイベント等の誘致、しあ</u></del> わせの村利活用の検討及び調整に関する

- (17) 屋外スポーツ施設に関する連絡調整に関すること
- (18) スポーツイベント等の誘致及び連絡調整に関すること
- (19) 巡回バスの運行に関すること
- (20) しあわせの村の指定管理施設の管理に関すること
- (21) 運動広場、芝生広場、ローンボウルス場、グラウンドゴルフ場及びトリム園地の維持管理に関すること
- (22) 農園及び薬草園の維持管理に関すること
- (23) 日本庭園の維持管理に関すること
- (24) キャンプ場その他緑地の管理に関すること
- (25) 電気、機械等の設備の維持管理に関すること
- (26) 営繕業務の連絡調整に関すること
- (27) その他、園地の維持管理に関すること
- (28) 略

事業課

- (1) 略
- (2) しあわせの村の広聴広報に関すること
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

調査指導課

- 調整係 略
- 認定調査係 略
- 運営指導係
- (1) 介護保険に係る指定介護保険事業者に対する運営指導に関すること。

こと

- ~~(15)(11) 緑地、屋外施設、その他園地及びそれらに付帯する設備の維持管理・運営、駐車場の管理運営、村内の警備に関する~~こと
- (16)～(27) 削除
- ~~(28)(12) 略~~

事業課

- (1) 略
- (2) 削除
- (3)(2) 略
- (4)(3) 略
- (5)(4) 略
- (6)(5) 略
- (7)(6) 略
- (8)(7) 略
- (9)(8) 略
- (10)(9) 略
- (11)(10) 略
- (12)(11) 略

調査指導課

- 調整係 略
- 認定調査係 略
- 運営指導係
- (1) 介護保険に係る指定介護保険事業者に対する運営指導に関すること。

シルバーカレッジ事務局 略  
第6条 略

(2) 障害者総合支援法に係る指定障害福祉サービス事業者に対する運営指導に関すること。

シルバーカレッジ事務局 略  
第6条 略

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月 日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は令和7年4月1日から適用する。

附則に定める施行日は、令和7年度第1回理事会の決議日とする。

## 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

### 組 織 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という。）の事務を処理する組織及び事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協会の組織は次表のとおりとする。

課又は課に相当する事務局	係
経営管理課	
事業課	
調査指導課	調整係、認定調査係、運営指導係
シルバーカレッジ事務局	

(課長等)

第3条 課に課長（シルバーカレッジ事務局においてはマネジャー）、係に係長（シルバーカレッジ事務局においてはリーダー）を置く。

2 必要に応じて担当課長及び担当係長を置くことができる。

(職務)

第4条 課長、担当課長及びマネジャーは、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は所掌事務を担当する職員を指揮監督する。

2 係長、担当係長、リーダーは、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を担当する職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第5条 前条の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

経営管理課

- (1) 協会及び課の庶務並びに協会の事務の連絡、調整に関すること
- (2) 理事会・評議員会・評議員選定委員会に関すること
- (3) 人事、給与及び福利厚生に関すること
- (4) 文書、規程及び公印に関すること
- (5) 広報・広聴に関すること
- (6) 予算、決算、税務、資産管理に関すること
- (7) 支出審査及び出納・契約に関すること
- (8) 経営計画、事務事業の企画改善に関すること
- (9) しあわせの村指定管理施設の管理・神戸市及び各施設との連絡調整に関すること

- (10) スポーツイベント等の誘致、しあわせの村利活用の検討及び調整に関すること
- (11) 緑地、屋外施設、その他園地及びそれらに付帯する設備の維持管理・運営、駐車場の管理運営、村内の警備に関すること
- (12) その他の課の所管に属さない事項に関すること

事業課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) しあわせの村の活性化及び利用促進に関すること。
- (3) 介護予防事業に関すること。
- (4) こうべ長寿祭に関すること。
- (5) 障がい者芸術の振興に関すること。
- (6) 保養センター太山寺及びラジウム温泉太山寺の運営に関すること。
- (7) ユニバーサル社会づくりに関すること。
- (8) パラスポーツ・障がい者スポーツの振興に関すること。
- (9) 障がい者のしごとづくりに関すること。
- (10) 子どもの成長支援に関すること。
- (11) ボランティア活動の推進に関すること。

調査指導課

調整係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 介護保険関係事業者、関係機関との連絡調整に関すること。

認定調査係

- (1) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定の調査に関すること。

運営指導係

- (2) 介護保険に係る指定介護保険事業者に対する運営指導に関すること。
- (3) 障害者総合支援法に係る指定障害福祉サービス事業者に対する運営指導に関すること。

シルバーカレッジ事務局

- (1) 事務局の庶務に関すること。
- (2) シルバーカレッジの管理及び運営に関すること。
- (3) シルバーカレッジの広報に関すること。
- (4) カリキュラムの編成及び実施に関すること。
- (5) 学生の募集に関すること。
- (6) 学生活動の支援に関すること。
- (7) シルバーカレッジ卒業生のボランティア活動の推進に関すること。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会事務規程及び公益財団法人こうべ市民福祉振興協会事務処理細則は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年9月7日から施行する。
- 2 改正後の第5条及び第6条の規定は令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月 日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は令和7年4月1日から適用する。

## 第2号議案

### 評議員選定委員会外部委員の選任について

評議員選定委員会委員の令和7年3月31日付任期満了に伴い、定款第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり評議員選定委員会外部委員を選任する。

氏名	現職名	任期	備考
幸 寺 覚	弁護士	令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで	再 任
馬 場 正 一	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 事務局長	令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで	再 任

(参考)

「定款」(抜粋)

第11条 第1項 略

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

「評議員選定委員会規程」(抜粋)

第2条 委員の任期は委嘱の日から4年とする。ただし、再任を妨げない。

## 報告事項1

神戸市指定障害福祉サービス事業者に対する運営指導業務委託事業者募集に係る公募型プロポーザルへの企画提案書の提出及び選定結果の通知(採択)について

「神戸市指定障害福祉サービス事業者に対する運営指導業務委託」について、同業務委託に係る公募型プロポーザルに対し令和7年3月24日付にて企画提案書を提出したところ、令和7年3月31日付にて事業者選定結果の通知があり、当協会による企画提案書が採択された。神戸市とは4月上旬契約締結の予定である。

## 報告事項 2

### 令和 6 年度第 2 回評議員会決議事項について

令和 7 年 3 月 25 日、代表理事(会長)長田 淳が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である下記の事項について提案書を発し、当該提案につき令和 7 年 3 月 31 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条第 1 項(定款第 19 条第 4 項)に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

#### 第 1 号議案 評議員選定委員会委員の互選について

神戸商工会議所参事役 平岡靖敏氏の令和 7 年 3 月 31 日付評議員辞任に伴い、定款第 11 条第 2 項及び評議員選定委員会規程第 3 条に基づく評議員選定委員会委員について、評議員の互選により選任する。

評議員選定委員会委員候補
市 橋 祐 子 評議員

任期について令和 7 年 4 月 1 日より、令和 11 年 3 月 31 日まで。

